

平成21年6月25日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八子
8番 上野淑子
10番 吉川里己
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 末次隆裕
次 長 筒井孝一
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 森正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
教	育	長	浦	郷		究
政	策	部	大	庭	健	三
政	策	部	角			眞
営	業	部	前	田	敏	美
営	業	部	伊	藤	元	康
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	岩	永		浄
会	計	管	馬	渡	公	子
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
市	民	病	古	賀	雅	章
総	務	課	山	田	義	利
財	政	課	中	野	博	之
企	画	課	橋	口	正	紀
選	挙	管	大	宅	敬	一
監	査	委	大	曲	洋	一
農	業	委	西	村	益	生
員	会	事				
務	局	長				
員	会	事				
務	局	長				
員	会	事				
務	局	長				

議 事 日 程 第 7 号

6月25日(木)10時開議

日程第 1	第54号議案	武雄市病院事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例 (総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 2	第59号議案	武雄市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 3	第60号議案	武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正 する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 4	第61号議案	武雄市立武雄市民病院の移譲についての議決の一部変更 について(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 5	第63号議案	平成21年度武雄市病院事業会計補正予算(第1回)(総務 常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 6	第58号議案	武雄市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正 する条例(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 7	第55号議案	武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一 部を改正する条例(福祉文教常任委員長報告・質疑・討 論・採決)
日程第 8	第56号議案	武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例(福祉文教 常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 9	第57号議案	武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例 (福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第10	請願第2号	教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願(福祉 文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第11	第67号議案	平成21年度武雄市水道事業会計補正予算(第1回)(建設 常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第12	第62号議案	平成21年度武雄市一般会計補正予算(第2回)(所管常任 委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第13	第66号議案	平成21年度武雄市一般会計補正予算(第3回)(所管常任 委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第14	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について(質疑・所管常任委員 会付託省略・討論・採決)
日程第15	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について(質疑・所管常任委員 会付託省略・討論・採決)

日程第16 意見書第1号 教育予算の拡充を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常
任委員会付託省略・討論・採決）

日程第17 閉会中継続調査申し出について（各委員会調査事件）（議決）

開 議 10時

議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました諮問第1号、第2号及び議員から提出されました意見書第1号を追加上程いたします。

それでは、総務、産業経済、福祉文教、建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が各委員長から提出されております。日程に従いまして、順次、委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1～第5 第54号議案～第63号議案

日程第1．第54号議案 武雄市病院事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例についてより日程第5．第63号議案 平成21年度武雄市病院事業会計補正予算（第1回）についてまでの以上5件を議題といたします。

以上5件については総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

総務常任委員長（吉川里己君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。本委員会に付託されました第54号議案、第59号議案、第60号議案、第61号議案、第63号議案の5件について、その審査内容と結果について御報告を申し上げます。

最初に、第54号議案 武雄市病院事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例でございますけれども、本議案は、昨年7月の臨時会におきまして議決されました武雄市病院事業設置等に関する条例を廃止する条例の平成22年2月1日施行による武雄市病院事業廃止に伴う関係条例の6件の一部改正と2件の条例廃止でございます。

委員からは、医療職職員の勤務労働条件が明らかになっていない中で、今の時期に職員としての身分がなくなる条例をなぜ提案するのか。直前の12月議会、あるいは臨時議会でもよかったのではないかと質疑がございました。

答弁といたしましては、昨年7月の臨時議会で原案どおり可決された武雄市病院事業設置等に関する条例を廃止する条例に係る条例をこれまで精査し、整備が今回整ったことから、今回の議会提案となったという答弁でございます。

また、勤務労働条件につきましては、いつの時点でどのように話を進めていくのかという

質疑があり、第61号議案も含めて可決をされれば、協定を武雄市、池友会、巨樹の会の3者で結び、労働条件の話を進めていくとのことでした。

委員のほぼ一致した意見としては、看護師を初めとする職員の身分がどうなっていくのか、職員を守る立場に立って、今後中身を煮詰めていってほしいという意見が出されたところでございます。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決するものと決しました。

次に、第59号議案 武雄市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、現在、武雄市民病院では理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士によるリハビリテーションを実施しておりますが、これを一歩進め、退院後においても自宅でリハビリテーションを希望される患者の皆様を対象に訪問リハビリテーションを実施することにより、さらなる患者の皆さんの身体機能の回復につなげるものであります。

委員からは、どういう水準のリハビリなのかとの質疑があり、今回の訪問リハビリは厚労省が定めたもので、器具を使うものではなく日常生活動作訓練であり、1単位が20分、1回当たり2単位の40分までのリハビリであるとのことでした。

また委員からは、地元医師会との協議状況等についての質疑があり、市民病院の通院、退院、患者の皆さんを今回は対象としていることから、特段医師会との協議についてはしていないということでした。また、市内での訪問リハビリテーションの実施期間は1カ所ということでございます。議決後、正式にお伝えをしていくとのことでした。

委員のほぼ一致した意見といたしましては、患者本位のことなので、訪問リハビリの必要性はある。今後、地域医療をどう発展させていくのか、そのルールづくりが必要で、3プラス1の協議の場においてもお互いの課題を出し合い、解決をしていただきたい。また、今後は病院と施設がお互い連携をして任せていくことも必要ではないかという意見が出されたところでございます。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第60号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例は、病院事業において介護サービスを提供することに伴い、その料金を定めるものでございます。

委員からは、病院の医療保険と居宅の介護保険の違いについて質疑があり、医療保険、介護保険における料金、治療、介護内容についての説明がございました。

医療保険が適用されるこれまでの通院型のリハビリは、脳疾患のリハビリで1単位20分2,350円、運動器疾患のリハビリが1単位20分1,700円で、その内容といたしましては身体機能訓練や機器を使った消炎処置が受けられるということでございます。一方、今回新たに設ける訪問リハビリは、1単位が20分3,050円で、うち本人負担は1割の305円で、その内容は日常生活動作訓練及び生活関連動作訓練が受けられるとのことでございます。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第61号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲についての議決の一部変更については、昨年7月16日の臨時議会におきまして議決をいたしました、武雄市立武雄市民病院の移譲について定めておりました、武雄市立武雄市民病院の移譲の相手方である医療法人財団池友会に社団法人巨樹の会を追加するものでございます。

委員からは、3者で協定を交わしたいと言っているが、協定書には医療の内容については記載をされていない。医療の継続と医療の内容、債務の中身はどこで担保をとるのかという質疑があり、議決後、池友会、巨樹の会、武雄市の3者で基本協定を締結し、土地の売買契約を行う予定で、医療についても重要なものについてはこの契約の中で盛り込みたいということでした。

また委員からは、平成16年から始まった臨床研修制度以降、移譲先の池友会には多くの研修医が集まる質の高い病院として努力をされてきた。その後、平成20年度に新しい医療制度の見直しで社会医療法人が誕生し、現在、全国に50程度しかない状況で、今回の移譲先の池友会はこの非営利性が高い、公益性の高い医療法人として、公的病院の受け皿として、公的病院と同じ位置づけである社会医療法人を目指されている。このことは、救急医療や災害時における医療、そして周産期医療の充実など、地域住民にとっては大変喜ばしく頼もしいものである。しかし、このまま池友会が社会医療法人に認可されれば、武雄市としては固定資産税などの税収が10年間で9億円程度入らなくなる。今回の民营化は、当初から企業誘致という側面があり、これから固定資産税などの収入が入らなくなるということは、武雄市民の福祉の向上にならない。今回の池友会グループの組織変更に伴い、巨樹の会を移譲先に追加することで税源の安定確保を初め、医療内容や資金面などは重畳的に責任を持っていただくわけであり、大いに歓迎すべきことではないかという意見が出されたところでございます。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決するものと決しました。

第63号議案 平成21年度武雄市病院事業会計補正予算（第1回）については、訪問リハビリテーションの実施に伴う補正でございます。

収入では、7月から来年1月までの延べ利用者を77人と見込み、総額を565万1,000円。支出では、血圧計、聴診器など訪問リハビリテーションの実施に伴い必要となる消耗品費25万6,000円を計上しているとのことでございました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

第54号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第59号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第60号議案に対する質疑を開始いたします。30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

61号……

議長（杉原豊喜君）

60号です。

30番（谷口攝久君）（続）

60号ですね、すみません。第60号議案について、訪問リハビリの内容等の説明があったわけですが、例えば単価の問題等が出てきたとき、これはさっき交通費については説明がなかったですね。訪問リハビリしたときの交通費等が、法律上は幾らとが決まっているんですよ。それについての論議はされたんですか。

議長（杉原豊喜君）

吉川総務常任委員長

総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕

交通費につきましては、委員会審査では出ておりません。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

なぜかという、これは非常に大きな問題が1つあるんですよ。

というのは、訪問リハビリそのものが、今後の患者さんに対する医療ですね、そういうものについては、なかなか病院に通ってまでリハビリできないという人がいらっしゃるから、そういうのは非常に大事なわけですよ。

ところが、患者の負担の問題で、保険料そのものは、医療費そのものは単価で取って、20分、20分で40分とか、いろんな条件があるでしょうけど、それでできるんですが、訪問するときは必ず、行った先までのタクシー代と言ったらおかしいですけども、ワンメーターについて幾らとか、距離によって料金が取れるわけですよ。それは御存じでしょう。委員会で論議をしていないとおっしゃったですね。あるんですよ。

いわゆる訪問リハビリとかそういうものは、既に民間の病院だけじゃないですよ、病院じゃなくて鍼灸師会、はりとか、きゅうとか、マッサージとかそういう方々が、実は既に、障がいを持ちながらもやっている人たちが現実にやっているわけですよ。それは病院の許可を受けてやっている実態があるわけですよ、現実に。そういう中で、例えばそういうふうなことが公立の病院でされるとなれば、その人たちの仕事を奪うことになる。そういうこと

も頭に入れた論議があったかどうかだけをお聞きしたい。論議したかどうかですよ、賛成反対は後で言いますけれども、お聞きしたいと思います。論議されたかどうかですね。

議長（杉原豊喜君）

吉川総務常任委員長

総務常任委員長（吉川里已君）〔登壇〕

先ほども申し上げましたように、この介護保険に適用する料金、あるいは医療保険に適用する料金については協議をいたしました。その前段の交通費等についてはお話があっておりません。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第61号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第63号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより第54号議案 武雄市病院事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例に対する討論を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。第54号議案 武雄市病院事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について、反対の立場から討論をいたします。

この条例案の新旧対照表を見ますと、第2条で、市長の事務部局の職員463人を349人にするという内容であります。これは説明にあるように、市民病院事業に携わっている定数114名の職員をなくしてしまうという内容です。市職員、公務員という今の身分をまさに剥奪する内容でもあります。

したがって、関連する職員の定年をなくす これは3条、4条では国立病院武雄療養所から武雄市民病院として引き受ける際に交わされた給料表、行政職から医療職給料表1、2、3ですね、これをなくす。その他の関係条文は、初任給調整手当や単身赴任手当など病院職員に関するものはすべてなくしてしまうという内容になっております。

第6条では、退職手当に関する条例で、医療職給料表の適用を受ける職員に係る退職手当の調整額規定を削除する内容であります。

平成22年2月1日の施行となっているわけですがけれども、それまでは市民病院であり、市の職員であります。この条例の改廃について、この間、職員との話し合いは持たれていません。組合がないならなくて、職員との話し合いのルールを定めて、親身になって対応していくことが、一人一人を尊重する、あるいは権利を尊重する態度が今強く求められているのではないのでしょうか。

一人一人の病院職員の現在の生活とこれからの生活を守っていく、そのよりどころとなるものは条例に定められた一つ一つの規定ではないのでしょうか。この条例に定められたすべての権利をなくしてしまって、職員との話し合いはこれからというのでは、移譲先との基本協定は、その第6条に、乙すなわち医療法人池友会は、引き続き勤務を希望する武雄市立武雄市民病院の職員について、全員を採用しなければならないとうたっております。

労働条件も移譲先法人の給与の内容も、現在まだ提示されていない状況であります。そういう中で、現在の職員の勤務、給与の条例をなくしてしまう。さきにも述べたように、極めて不安定な状況に置いてしまうことになりはしないのでしょうか。まさに極めて非民主的なやり方だと指摘せざるを得ません。

国立病院を市民病院として引き受けるまでは、武雄市として引き受けるという結論を出すまでも、あるいは、どういう運営をしていくかという診療内容におきましても、市民的討論を随分何度となく繰り返されてきました。国が示した特別措置法、全員を採用する場合、あるいは2分の1以上の場合、3分の1以上の場合と、移譲に関する条件の内容についても何度も職員組合と市との話し合いはこれまであったわけでありまして。今回の移譲先医療法人との話し合いはこれからだ、債務の引き受け、その中身が明らかにならないまま、現給保障が原則だというだけでは、市職員の諸権利を十分尊重し、守っていくことにならないのではないかと考えるものであります。

予定されている移譲先法人の契約の相手方の変更が、この後、第61号議案で討論されるわけでありましてけれども、そういう不確定な、不安定な中で、第54号議案の条例の改廃だけは先に決めてしまう、そういう提案そのものが納得が得られない、そのことを指摘するものであります。このことを指摘して、私の反対討論といたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

おはようございます。第54号議案 武雄市病院事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

いろいろな問題を申されましたが、今回、委員長長のほうで詳しく報告もありました。昨年7月16日に一緒にするべきではなかったかという意見もありましたが、1年間いろいろな問

題を精査した上、今回に至りましたという報告です。

また、先ほど話し合いがなされていないということでありましたが、7月16日以降、各部署の代表15人くらいの出席で3回ほど話し合いがありましたということも報告を受けました。

この第54号議案が可決されてから基本協定を結ぶということでもあります。その中で、給与の条件や労働条件など職場の改善など話がなされていくということです。平成22年1月31日までに綿密な話し合いがなされるということでもありますので、特に問題ないということで、第54号議案の賛成討論とさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第54号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第54号議案は委員長報告のとおり可決されました。

これより第59号議案 武雄市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例に対する討論を開始いたします。5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

第59号議案 武雄市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論いたします。なお、これは第60号議案、第63号議案とも関連いたしますので、その立場で討論いたします。

第59号議案ですが、病院事業の設置条例で、第1条（病院事業の設置）として「市民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する」とあり、今回、病院事業において新たに介護保険法に基づく介護サービスを実施したいので、条例を改正したいという旨の提出ですが、次の事由で反対いたします。

まず、市民病院として新しい事業を展開、実施する場合は、関係者との協議、話し合いのそういう場のルールづくりをすべきだと思います。

今回の事案に対し、地元医師会や開業医の方々との十分な説明や協議がなされていないと聞き及んでいます。今回、回復期リハビリについての介護サービスですが、先ほど委員長報告もありましたけれども、回復期リハビリは患者様として患者本位でどの医療、介護機関からでも援助、指導を受け入れられる体制づくりは大切なことです。

今回の事案については、医療、介護事業関係者に対し、条例の可決後に説明したいとのこ

とですが、条例の議決後では地域医療、福祉、介護関係との連携体制の信頼関係が損なわれかねません。診療科目の標榜と同じく、事前協議の場を実施すべきだと思います。

附則で、平成21年7月1日から施行すると提案されていますが、医療、介護事業者関係者との十分な協議の上で、施行日についても検討すべき事項だと思います。

いずれにしても、事前に十分な説明や協議を行い、関係者の納得いく医療行政を行うことが必要ですが、その協議の場を設置せずに施行日を提示されており、それについては納得できませんので、反対といたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

第59号議案について、賛成の立場で討論させていただきます。

新たに介護保険法に基づく介護サービスを実施するためのものであって、患者さんにとって、市民病院に入院してあった患者さんが退院して早く回復をするためのものであって、さらなるサービスであるということ。あと、医師会との関係ということは、まず市民病院に入院してある患者さんの訪問リハビリであります。それに対しては問題ないということでありまして、第59号議案の賛成討論とさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

私の申し上げた中で、いわゆる病院ということですがけれども、市民の医療とか健康を預かっているところは、単に市民病院とか民間の病院だけではありません。例えば、はり、きゅう、鍼灸マッサージ、そういう方々も市民の健康、医療を預かっているメンバーであると私は思います。そのために武雄市も国保の中で、はりとか鍼灸については補助金とありますが、診療券等を発行して、全市民にとってそれは大事なものだということに取り組んでいるわけです。で、それが委員会の論議の中にも出てこないというのは、私はいかがかと思います。

もう一つは……（「侮辱じゃないの」と呼ぶ者あり）考え方ですから、それは。（「侮辱よ」と呼ぶ者あり）侮辱じゃないよ、考え方を言っているわけよ。で、私が言うのは、そういう問題を論議してもらった上でこういうことになったのなら、それなりにわかりますけれども、そういうのが問題視外されているような感じがして、どうしようもない。それは委員会の問題というよりも、むしろ執行部の、提案者の問題だと私は理解します。

そこで申し上げたいことは1点です。それは、今は診療の単価とか、そういう手数料等の問題については論議をされたということですから、それはそれでいいんですよ。ところが、例えば鍼灸師の方々は、自分で車を持って訪問看護ができないもんですから、必ずそれにつ

いては法の規定に基づいて、交通費についてはキロ幾らということが決まっているわけです。ところが、市民病院がやった場合は、市民病院もその料金を取るなら別ですよ。取らなければこれは論議されていないわけですから、その中で、例えば公用車、病院の車を使って行った場合はそういうのはどうなっているか、そういう問題を論議してほしい。そうせんと、これは一生懸命やっている方々の、そういうふうな仕事に対する圧迫になるわけですよ。

そういうことで、市でもいろいろ問題があったやないですか。例えば、温泉ハイツをつくる時も、保養センターをつくる時も、そういう地域の問題に対する圧迫だと、そういうふうなこともありました。ところが、これは市民の医療を守るために市民病院がそういう取り組みをなさること自体に私は云々しているわけじゃございません。問題は、そういうことを十分に論議していただいて、いわゆる施策の範囲外に置かれるような形で論議をされたということは、私はいかがかという気がいたします。

もう一つ、リハビリについても、あるいは民間の今のリハビリの問題についても、本当にそういうリハビリの看護をする方々のメンバーが減ってきている、人間が減ってきているということで、非常に経営とか運営とか、いわゆるニーズにこたえ切らない分野がありますので、リハビリテーションの病院の体制とか、それに従事する方々を、外国から来てまで応援を受けにやいかんような状況になるということの中で、今一生懸命、民間のそれぞれの病院がやってもらっていることを、公の病院がそれを取り上げるという意味じゃないと思いますけれども、より充実されるとすれば、もっと話し合いをした上でそういうものを加えるべきじゃなかろうかと。ところが、そういうことについては十分な論議がされているような感じがいたしません。

そういう意味で、私はこれを仮に市民病院としてするんじゃないで、移管した後でそのことをと上げていただくならば、それはそれとして考え方がありますけれども、明らかに市民病院として現在ある以上は、市民病院がそういう取り組みを、本当に十分に頑張っているいろんな分野の方々の理解を得た上で進めていただくということが大事じゃないかと私は思って、この議案については反対をいたします。

議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

19番（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。ただいま反対討論がありましたけれども、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど副委員長の山口議員から討論がありましたとおり、今回のこの議案については、何も鍼灸師さんとか開業医さんたちの立場を脅かそうとかなんとかいう問題ではない。要は、今、武雄市民病院に入院されている方を対象にするということでありますので、皆さん方もその辺を御理解の上、御賛同をよろしくお願いします。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

私は、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

ただいま副委員長、あるいは山口議員、それから委員長の報告で詳しく説明されましたけれども、非常に疑義があるような討論をされましたので、あえて賛成討論をしたいと思いません。

と申しますのも、私、病院問題でいつも思うのは、議会が先なのか、対象が先なのかなんですね。我々は対象の市民の皆さん方の声を代弁して話をすると、ここで決着していくというのが議会制民主主義でありまして、まずはそのことを反対派の皆さんには特に思っていたきたいと思います。反対されるのは結構ですよ。

それともう1つ、委員会の中で交通費について論議をしなかったと。そのしなかったのをですね、やはり委員会を差別するような、侮辱するような発言は今後一切慎んでほしいと思っております。

と申しますのも、訪問介護についてはどうなっているか、病院はどうかということでございましたけれども、現在1病院がやっておりますと。今まで2病院でしたと。ある何とかリハビリですけれども、そこはやめられました。そういう状況なんですね。そういう状況の中で、やはり武雄市民病院としては訪問リハビリをやっていこうということで決意されたということでございますので、そのことに対して、もしほかの人が困ったりいろんなことがあれば、そのことに対して討論されれば結構だと思います。

私は、執行部から聞きもしましたし、いろんな委員会、あるいは勉強したりして、訪問リハビリについてこういうことが必要だと、副委員長申されたとおりでございますけれども、山口議員が申されたとおりでございますけど、もう少しこう、中身を見てみたら今回こういうことをやっていくのかと。脳卒中などで倒れた方の脳血管障がい、あるいは大腿骨頸部骨折などの運動機能障がいによる手足に麻痺があったり不自由になっている方々を対象に、入院されている方を中心にリハビリテーションをやっていくんだということですね。つまり、リハビリテーションの専門家、あんまりなれませんが、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者の自宅の訪問をし、そして心身の機能の維持を図り、日常生活を自立支援するためだと。こういうことを定期的にやっていくんだと。これは最も私は市民が今求めているところだと思いますね。

先ほど30番議員もおっしゃいましたように、これに今手が足りないんだと、むしろこれは望まれているところだというふうに討論されましたけど、私はそれは市民が求めているものだと思っているところであります。

また具体的に、寝返りなどの体位交換、あるいは起き上がりや座る訓練、立ち上がり訓練、

歩行訓練、嚙下 物を飲み込む嚙下訓練、関節の変形拘縮、動かんごとなるところの改善、排せつ動作訓練などを行うと、そういう説明がなされております。これが何で市民のためにならないのか。私は大きく市民に貢献すると思うんですね。また、介護方法も家族に指導するという形なんですね。このことによって、どれだけ武雄市民が恩恵をこうむるか。ぜひとも私はこれをしてほしいと思うところなんですね。

それからさらに、ある程度飛ばしますけれども、在宅に必要な福祉用具や住宅改善などについてもアドバイスをしていくと、こういうこともおっしゃられたわけでありまして。だから、訪問によってこれらを行うことによって、武雄市民病院で脳障がい 当初言いましたようにですね、あるいは大腿骨骨折、大きな3次医療にかかわったような人たちを助けていくんだと、アフターフォローするんだということのどこが市民のためにならないのか。私は絶対市民のためになるということを考えて、賛成討論といたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第59号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第59号議案は委員長報告のとおり可決されました。

これより第60号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第60号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第60号議案は委員長報告のとおり可決されました。

これより第61号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲についての議決の一部変更についてに対する討論を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第61号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲についての議決の一部変更について、反対の立場から討論をいたします。

議決を求める理由は、武雄市民病院の移譲先に関する申し入れに伴う移譲の相手方を変更するためにとあります。

さきの武雄市民病院移譲選考委員会は、移譲先公募要領に基づく応募手続、市が応募先に求めた過去3年分の決算書や市が作成した様式に沿った応募法人の経営点検表、経営提案表など7種類、この資料を中心に選考が進められてきております。その結果、移譲に関する優先交渉権者として医療法人財団池友会を決定いたしました。

その結果、昨年7月、市民病院の移譲先が医療法人池友会になり、平成22年2月1日以降、池友会により市立病院の運営がなされるということが議決されたわけであります。

ところが、5月26日、社団法人巨樹の会、学校法人福岡保健学院、そしてこれまで基本協定を交わしている医療法人財団池友会、この3法人から市民病院の移譲先に関する申し入れが行われ、3法人を中心としたグループ内の組織再編に伴い、市民病院の移譲について池友会と巨樹の会は重疊的に債務引き受けを行いますとしています。

応募要領で求めた選考委員会が審議の対象とした7種類の資料は、議会に提出されずに非公開となっております。22日の総務常任委員会には、やっとな経営提案表、すべての議員に渡されたわけではありませんけれども、この池友会の経営提案表が一部提出されただけであります。市民病院の運営を移すとされている社団法人巨樹の会に関する資料は、その沿革と池友会グループ組織変更のこの2枚だけでありました。昨年設立されたとする巨樹の会は、名称や主たる事務所、設立目的、医療活動、こういったものを記した現在事項全部証明書は、一部議員の資料要求で提出されているわけですが、設立目的で明記されている医療活動では、選考委員会が池友会に求めている市民病院の事業継続、すなわちこれまで市民が求めている武雄市民病院というのれんを引き継ぎ、さらに市民のための医療がなされるのか、このことを新たな病院、すなわち池友会にも引き続き求めるとしているものであります。

そうしたものの内容を踏まえた巨樹の会の設立目的で見ますと、内容は十分であるとは言えません。重疊的に債務を引き受けるのだから、相互に生じる連帯保証の関係はより強固になるという認識を執行部は示されておりますけれども、債務の中身がどういう中身なのかは今日明らかにされてはいません。移譲後の運営主体が巨樹の会に移り、登記上もその法人に移るのであれば、本会議での質疑、常任委員会での審査を進める上で、求められる必要な資料が提出されないということは、議会軽視にもつながるのではないかと指摘せざるを得ないのであります。

公募要領で示された条件や、池友会が提出した経営提案表、信友答申で示された10年以上の病院経営の継続、評価委員会の設置、タウンミーティングの開催等、市民病院の売買契約

を結ぶ際に、内容面に踏み込んだ契約内容にしたいという答弁がなされ、先ほど委員長も報告したとおりであります。

希望する職員の全員採用という点でも、労働条件、給与条件などを明らかにする上でも、医療内容、運営方針など中身の論議が今日求められているときに、重疊的に債務を引き受けるということだけで移譲先変更の議決を求めるとするのは、納得できるものではありません。

医療法人池友会は、公益性の高い医療法人として社会医療法人の申請を福岡県に行い、医療福祉関係に対する固定資産税等の非課税措置への資格を求めていく。したがって、複数県にまたぐ申請ではハードルが高くなり、そのことも今回の移譲先変更の理由に上げられています。

武雄市も、企業誘致の一環として進めている市民病院の移譲が、相手方が社会医療法人となれば法人市民税、固定資産税等が無税になる、それを避けた旨の答弁が今日繰り返されて行われました。税の増収という面からのみ見れば、入らないより入ったほうがよい、そう皆さん考えるものであります。しかし、企業と医療法人のそれぞれの組織の目的や社会的に担っている責任はそれぞれおのずと違ってきます。企業は利潤追求を求めていく経済活動のための組織であります。医療法人とはおのずと設立目的からいっても違ってくるのは当然ではないでしょうか。市民の命と健康を守る医療活動は、経営という面から採算も重視されますけれども、そこから生まれる税収は主目的ではない、そう指摘するものであります。

以上のことを指摘して、第61号議案に対する反対の討論といたします。

議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

第61号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲についての議決の一部変更について、賛成の立場で討論させていただきます。

これはグループ内の組織編成に伴うもので、巨樹の会が追加されることです。巨樹の会と池友会が重疊的に債務を引き受けるということで、運営する力が拡充するということです。先ほど資料提出のことを言われましたが、執行部のほうからは、提出される資料はすべて出しましたという報告を受けました。あと、新病院の形ということは、新病院はゼロからの出発ということで、モデルになるものが新行橋病院というふうに報告を受けております。

これをもって、第61号議案の賛成討論とさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

これも委員長を初め、今、副委員長の話で聞いたとおりでございますけど、ほとんど網羅

されていますけれども、1つだけ事実誤認がありますので、ぜひともこの場で言いたいと思いますのは、実は資料要求なんですね。つまり、池友会で出された経営提案表ですかね、これは出ていないんですね。そしたら、執行部が言うには、いや、今までは巨樹の会の話ということだったから、巨樹の会は直接持っていないから出さなかったと。だから、委員会の2日目やったですけれども、もし前のプレゼンテーションで出された表であれば出していいですよということで、用意をされました。私はそれを受け継ぐと思っておりまして、じゃあいいですよと、もう見なくていいですよと断ったんですね。委員長、そうですよね。はい。では、出されなかったじゃなくて、巨樹の会の経営提案表と平野議員が言われたから、それはありませんということで出さなかったということですね、執行部は。そういうことなんですよ。だから、それは事実誤認ですので、隠したとか……（発言する者あり）けんかしないでください、そこで。隠したとかなんとかいう話はないものと思っています。

それでは、私も討論を用意してきておりましたので、ぜひさせていただきたいのは、本議案は、皆さん思い出していただきたいのは、20年7月16日、昨年ですね、第80号議案として武雄市民病院の移譲についての提案がされて、池友会と決まったんですね。これを受けたものなんですよ、まず考えてほしいのは。

それで、より充実化していくというのは、いろんな議会の、私も一般質問を何遍となくしておりますけれども、当時、公立病院、公的医療をどうするかと言われたときに、私は誘致企業と言うただけで、テレビにがっばい映されて、そこで大変恥ずかしい思いをしました。しかし、私はやっぱり少しでも金が欲しいという考えで誘致企業と言ったわけでございますけれども、今回この議案は、移譲先の病院は非課税法人がよいのか、課税できる法人がよいのか、2つに1つの選択を求めるものだと私は思っております。

繰り返しますけれども、本議案は、移譲先の病院は非課税法人がよいのか、あるいは課税できる法人がよいのか、2つに1つの選択を求める内容の議案であります。だから、もし移譲先として巨樹の会の追加が認められなければどうなるか、あるいは否決されればどうなるか。これは単純に、もとの議決内容、つまり池友会へ移譲することになるんですね。議員ならだれでもわかることだと思います。

そしたら、武雄市民病院は社会医療法人となりますし、そうなれば非課税となって武雄市には金が入ってこなくなる。執行部の説明では、最低でも武雄市への税収は10年間で9億円だと言われております。明らかに目の前に損失が出る、市民の皆さん方に不利益を与えるのであれば、そのような現実に対して反対されるのであれば、その理由をですね、なぜ池友会がよくて巨樹の会が悪いかということの説明が私は欲しいと。池友会がよくて巨樹の会ではだめだという明確な説明が必要だと思っています。

ここで、先ほどの討論を見て思いますけど、一言申し添えておきますけれども、一度7月

16日に議決されているので、それでも池友会が嫌いだとか、あるいは民間は利益追求に走るから民営化には絶対反対だとかする議員は、池友会のままでいったほうがいいのか、今言いました巨樹の会でいったほうがいいのかの、この議案、この論議には、はっきり言って入ってもらわないのほうがいいかもしれません。

さらに、これだけ言うておきます。神聖なる議会で、議場で、質疑、討論にも参加をし、採決の結果、自分の主張が通らなかつたら数の暴力だと非難する議員は、直ちに退席されることを強く要望しておきます。

もとに戻りますけれども、選択の基準は当初示したとおり、移譲先の病院は非課税法人がよいのか、課税できる法人がよいのか、この2つに1つの選択であるからであります。

一方、医療方針はどうなるか、これは一番問題ですけれども、これは経営提案しているこれいただきました。これは経営提案表ということで、前のとき池友会が言ったのは、新たな病院像としては、現在、医療法人財団池友会が運営をしております病院などにおきましては、高度医療、総合医療、地域医療を基本方針とし、救急救命を中心とし、24時間365日、地域住民に安心と安全の医療を提供しております。だから、当然、武雄市民病院を譲受した後も池友会の基本方針に従い運営しますと、こうなんですよね。前、池友会に出されたのが。だから、だれが考えてもこのとおりを巨樹の会がやるというのは当然のことだと思うんですね。さらに、そういう契約を結ばないわけですよね。前、池友会はそうやっていますよと、武雄市民病院を新しく 新しいですよ、運営していくわけですから、それは池友会はこの方針でやりますよということをプレゼンテーションですか、皆さんお聞きになった。それは当然、巨樹の会は継いでいきますし、もしそれが悪かったら、契約でちゃんとうたえば済む案件なんです。

さらに、医師確保、このことを触れられておるんですね。これも、先ほど申しました経営提案に載っておりますけれども、池友会グループの急性期4病院は、平成20年6月1日現在、常勤医199名で必要数は98.7名です。つまり、充足率は201%です。また、臨床研修病院に指定されており、4病院合計の定員は32名で医師確保の問題も何もありませんと。今、日本で一番騒がれている医師確保の問題、これは問題ないと。それは実績を持って言っているんですね。

この前、平戸市民病院が出ていましたけれども、外科が足りない、そういう状況がどこでも起こっている中で、ここは充足率に達していますよと。さらにまた、若い人たちを教育し、異動させ、新たに日本じゅうのすぐれた医師たちを招聘するよう交渉し、ますますの充実を図りますと、こう言っているんですね、基本的なことをですね。これを受けて、今まで以上に市民病院は充実していくと、このように思っております。

さらに巨樹の会は、今言いましたように池友会と同じグループで、当初の説明どおり医療方針は何も変わらないと。これは絶対変わらんとおもいますよ。しかも池友会は、先ほどの討

論でもありましたように、重畳的債務引き受け、つまりこれは連帯保証という意味でしょう。と言っているのです、私は何ら問題ないと思います。もし不安なら、執行部は、相手に対して失礼ですけれども、三者契約などより頑固な契約を結べば済むことなんです。

繰り返しますけれども、今回の第61号議案は、非課税の社会医療法人の病院にするのか、課税して10年間で約9億円の税収を武雄市民の皆さんに還元してやるのかを選ぶ、2つに1つの道を選択する議案であります。さらに、これまでずっと申しましたけれども、歴史が示すとおり、平成16年に新臨床研修医制度が始まりました。それで、今回20年から社会医療法人が始まりました。その中には、医療報酬の改定などもやられたですね。勉強したらわかりますけど、これはもう全部一つの方向に向かっている、政府は。それはちゃんと理解しなければならぬと思っております。そのことは明々白々であります。

そのような社会情勢の中で、巨樹の会の追加に反対し、市民の財源確保に反対する態度は、私は武雄市民の命と暮らしを守る市政とはとても言いがたく、大きく矛盾していると警鐘を乱打し、賛成討論といたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

論議がかみ合うように、反対、賛成、反対、賛成と進めるのが一つの流れではありますがけれども、せっかくであれば、黒岩議員の発言を聞いていたら、どうしても私も申し上げにゃいかんことが出てきたもんですから、あえて発言を行います。

私は、反対の立場から討論いたします。

幾つかの問題点がありました。それはもう十分、委員会でも論議をしていただいたものと思いますので、委員会は委員会の決定として、私は議員の一人の考え方として反対の討論をいたします。

これはどういうことかという、今度、重畳的、重畳的と盛んに言いますが、重畳的な債務の引き受けというのは、必ずしも重畳的だからって、えらいいいように思うけれども、重畳的というのは、例えば個人の場合の債務保証とか連帯保証というものと違って、法人の場合の重畳的債務の引き受けというのは、もう十分議員各位もおわかりのように、私が考えておりますのは、一般質問の中で申し上げましたように、なぜかという、結局法人というのは、引き受けたときの状況が、法人の代表がわかり、法人の性格が、いわゆる定款とか、あるいは寄附行為の切りかえによって法律上の制約を、それは手続だけ踏めばずっと変わっていくわけですよ。だから、100の債務、重畳的契約をしとって、下になる、例えば100、100が仮に半分ずつになったときは、片方が100になり、片方が150になる場合だってあるわけですよ。そうなったときにだんだんだんだん、最初の池友会が100が50になり30になり20に

なって10になってしまって、もっとほかの業務に転換することだってあるわけですよ。

だからといって、それが法律的に、例えば最初決めたことは法人が絶対守らにゃいかんかという、性格がなくなって、法人そのものがそういう力を失ったときは何も意味を持たんわけですよ。法人だから非常に問題が多いというのは、重畳的債務引き受けに対する法的な解釈が、そういう考え方もあるということだけは申し上げておきたいと思うわけです。

ただ、池友会がそういうことをやるということを私は申し上げているわけじゃないんですよ。本当に大事なものは、追加するからいいんじゃないかという物の考え方は、私はとるべきじゃないと思います。追加するから、むしろ心配だということだってあるかもわからないですよ。

というのは、どういうことかという、例えば今のそれは置くとしても、もう1つは、例えば10年間で何億円か税金が入ると。何でそれを反対派は拒否するのかと、わからないのかというような論議がありましたけれども、よく考えてみると、それ以前の問題があるわけですよ。実際ですね、例えば病院のベッドが仮に1床当たり1,000万円あるんじゃないかという論議をしました。いや、1,000万円か800万円かわかりませんが、病院はベッドがあるから病院なんだという論議が議会でされた。

結果的にですよ、多数の暴力なんて私言いませんよ。多数の大きな嵐の中で議案が通ったという理解をするわけですけども、私が申し上げるのは、そのときに病院のベッドの価値というものは計算に入れておりませんという執行部の答弁に納得して、それなら十何億円は少なくともやむを得んということで、あの金額は議決されたと、私はそういう理解をしています。しかし、通った以上は通ったんですね。

ですけども、問題は、その後、今度の議会の中で、例えば市民病院が、池友会が135床を250床に将来においてしていくんだという中で、どこに南部医療圏の中に買うベッドがあるかという問題が出てきたじゃないですか。そのときに、執行部の答弁の中で、病院のベッドを引き受けてくれとお願いしているところが何カ所もあるような答弁が執行部であったということは、病院のベッドがそういうふうな移動の対象になっているんだと、いわゆる金額の売買という表現はおかしいですけども、移動の対価として病院のベッドが金額的な値打ちがあるんだということを明らかに証明するような答弁があっているわけですよ。ということは、それなら135床は13億5,000万円の値打ちがあったということです、考え方によっては。

例えば、池友会がリハビリテーションを中心とする病院で、重畳的債務云々とせんでも、本当に社会医療法人としてしっかりやってもらえれば、反対をした人たちも、ああそうか、やっぱりそのときはこうやったけれども、こういう立派な病院になったなと納得するかわかりませんよ。本当に社会医療病院になってもらえればすばらしいですよ。しかし、9億円損するわけじゃなくて、13億5,000万円ちゃんともらうものはもらってすれば、そういうもの

も解決するんですよ。それは無料で土地だって買ってあげていいぐらいに私はすばらしいと思う。ただ、そういうふうな考え方も論議の中にあるということを申し上げておきたいと思うわけです。

それからもう1つは、リハビリテーションを中心とする病院だと、資料要求をいたしました。一部の議員と平野議員は言うけど、一部の議員じゃないですよ。私は皆さんの気持ちを代表して、いわゆる全体的な、巨樹の会の法律的な法人登記の問題を要求したんですよ。一部の議員じゃないですよ。私は皆さんの気持ちにかわってと思っていますから、その要求、それだけは出ました。

ところが、ほかの資料は提出されていないわけですよ。すべてとは言いませんよ。一部は出ましたけれども、本当に十分論議をするために、委員会には出されるかわかりませんが、議会全体に出してもらいたかったわけですよ。そうすると、私の考えも変わったかわかりませんよ、内容では。

そういうふうなことから考えて、そういうふうに十分に論議をするだけの、例えばこういう病院なんだ、こういう力があるんだということを知ればいいけど、巨樹の会は1年前にやっとできた病院じゃないですか、そういう形の中で。私は、前のことは別として、少なくとも登記上はそういうことです。そうすると、登記簿上、やっと1年前にできた病院 病院 病院 病院 というか、法人が、本当に今の池友会と同じような形の医療体制がとれるかどうかの問題と、別の法人ですから、重疊的にお互いのグループ内だからいいと言うなら、リハビリテーション病院でよければ、前に1案、2案で出てきた第2案だったら、佐賀のやつだって、恐らく選考委員会では、うん、いいなと考えられたかもわかりません。

しかし、いずれにしても私が申し上げたいのは、本当に池友会が巨樹の会と一緒にやってるときは、巨樹の会がどういう病院であるか、あるいはどういう医療体制をとるか、市民のためにどうであるかということ十分に理解するために、議会の論議だけでは日にちが足りなければ、もう一度選考委員会をつくって、その上できちっとですね、前の選考委員会が提示したように、決して池友会が食い逃げをしちゃいかんと。

それからまたもう1つは、論議があったと思いますけど、私が言うんじゃないですよ。選考委員会が、選考委員長が報告書の中できちっと記録をしてあるわけですから。要するに、市議がきちんと、いわば市民病院の市民の立場に立って、あくまでも市民病院のカラーを、あるいは市民病院の目指すものを、公的医療として池友会に受け持ってもらえるようお願いをきちっとしなさいよと。そのためにきちっと契約、あるいは発言をしなればそういう形になりますよということが、ちょっと下賤な言葉でおかしいですけども、食い逃げという言葉であえてですね、選考委員長が発言をして、記録に載っているのを見て、私、愕然としました。それは大事なことだと、きちんとせにゃいかんという気持ちで、市長は笑っているけれども、そういうことが記録に残っているわけですから、それが市民の偽らざる気持

ちだと私は思います。

ですから、もろもろ まだありますよ。あと5点ぐらいありますが、これでやめます。ですけれども、今申し上げたような問題を反対の理由として、今回のこの議案については、本当に市民医療を願う気持ちは、議案に賛成した人も反対した人も変わりません。本当の意味で、そういう市民病院、あるいは市民の医療というものをきちっと守るためのいろんな方をみんなで考える気持ちは変わりませんが、やはり拙速過ぎますね。きちっと手順を踏んだ論議をしてほしいという気持ちから、あえて反対の討論をしたいと思います。

以上でございます。御賛同をお願いします。

〔29番「議長、議事進行」〕

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）

二、三点問題ありましたけれども、1つ大きな問題ですが、病床が1床当たり1,000万円で売れるとか売れんとかいう話が、非常に不謹慎な話が市議会でよくあっているんですよ。じゃあ今まで公的病院、かなり売買されたりなんか日本でしていますね。実際、病床が1円なりとも売れたかどうか。民間同士ならあるかもわかりません。それは私は否定するものではありません。しかし、公的病院が、もしベッド数が売れるのであれば、ちゃんと財産に上げてくべきですよ、金1,000円でも。それがなされていないということは、ないということですね。それをあえて言われるのであれば、これは大問題だと思うんですよ。公的病院を移譲させるときに、今まで病床が売れたかどうか。

議長、整理してくださいね。これは大変なことですので、私は今の文言は削除されるように要求をします。される、されんは結構ですよ。

それともう1つあったのは、池友会と巨樹の会は一連のものだと、同じグループだと言いましたね。だから、プレゼンテーションのときに、武雄市民病院は新しく買うけど、それは池友会の方針でやっていくんだと。副委員長も言われたように、モデルは新行橋病院でやっていくんだと言われたですね。だから、それはまだ巨樹の会ができてから1年しかないから全く力がないような、あれは失礼なことだと思うんですよ。それはいいです、消されなければ消されなくて。この2つについては、ぜひとも削除されるよう要望しますが、されなかったらされなかったで私も考えます。

以上です。議長、お諮りください。

議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行では、1床当たり、値段が云々、1,000万円、1,500万円という値段が出た、これは聞いております。そこら付近が、公的病院のベッドがそういう値段で取引されるのかという……（発言する者あり）ちょっとそこが説明できないのであれば削除をお願い

したいと思えますけど。いや、このまま続けさせてください。（「おかしい」と呼ぶ者あり）私が執行部に聞きます。（「休憩して、議長、確認して……」「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

ここで10分程度、休憩をいたします。

休	憩	11時8分
再	開	11時46分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほどの議事進行についてでございますけれども、執行部に確認をいたしました。そういった事実はないとのことであります。そういったことで、30番議員に発言の削除、訂正を申し入れましたが、削除、訂正はしないとのことであります。

ただいま申しましたように、先ほど確認した内容について執行部のほうで報告をさせます。

〔29番「議長、議事進行」〕

報告させてから……（「いや、その件でさ」と呼ぶ者あり）29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）

私が申し上げたのは2点でした。一番大きいほうは、病床の売り買いをやっているんだという話をされましたから、民間ならいざ知らずと、こういう神聖な議場の場において、公的はないと思うと 私はですよ。だから、大変なことを言われたと思うんですよ。もしそれがあつたら、執行部は背任問題ですからね。だから、それに対しては、あるないよりも、それに対してしかるべき措置をとるべきですよ。もし執行部があると思えばですね。

私がここで言ったのは、勘違いして言われたかわからんから確認をしたんですね。じゃあ、それは取り消すということになれば問題は残りませんけど、残しておけば、後日あるかわからんですよということで注意したんですよ。

もう1つは、巨樹の会ですね。巨樹の会は1年しかないから、リハビリしかできないような言い回しは間違いじゃないでしょうか。これも取り消さないと言われるから、取り消すか取り消さないか、2つに1つですから、本人が。また、それに対して執行部がどう後で対応されるか知らんですよ。裁判闘争になるのかどうか知りませんが、それは別問題と思う。議場で、討論の中でどうしても不謹慎と、公序良俗に反するようなことを言われたので、そう私は受け取りましたから。私は起こすかもしれませんよ。だから、そのことに対して取り消すべきじゃないでしょうかと注文ばしとかんぎね、私たちそれを認めたこととなりますから、そういう問題をですね。私に言わせれば、泥棒したらもうけるの種類と一緒にだと思えんですよ。そこまで言いませんけどね。

だから、取り消さんと本人が言えばそれでいいんですよ。私は親切ですけども、取り消したほうがいいのではなからうかと思っただけで、議長にお願いしたんですから、そのこと

でいいと思います。どちらかで。だから今、後段のほうで取り消さないと言われたと言われましたので、別に執行部のね、これまであったなかったは関係ないと。それはしかるべき場所で、また堂々とやられればいいと思うんですよね。恐らく裁判ざたになりましようけどね。以上です。

〔30番「議長、30番。私もちょっと一言」〕

議長（杉原豊喜君）

ちょっと待ってくださいよ。29番黒岩議員の今の議事進行についてですけど、29番議員の申し入れのとおり、30番議員には申し入れをしました。ベッドの価値がですね、ある程度金額が出ましたけど、そういったことを聞かれたら、それだけ価値のあるとやなかかと市民の方が思い込まれてはいけないと、大ごとですよということで、削除どうですかと、お願いできませんかということで、いや、もうそれはだめと拒否されましたので、今御報告をさせていただきます。

〔29番「そこまででよかです」〕

〔30番「そこまででよか。そいでよかっじゃないですか」〕

議事を進行させて……（「そのままよかて」「そのままよか」と呼ぶ者あり）

執行部に確認した内容、させんていいですか。（発言する者あり）いいですか はい。そしたら、議事を続けます。

〔27番「議長、27番。賛成討論」〕

27番高木議員

27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

賛成の立場で討論をさせていただきます。

ただいま反対討論者のほうから、武雄市民病院のベッドに関して発言がありました。民間では1ベッド幾らという形で売買されているではないか。したがって、武雄市民病院の135床もその分の価値があるのではないか。その分は一切していないから行政的には問題があるという指摘であります。

しかし、この問題を考えるときには1つ、果たしてそのベッドの売り買いが権利として明確に確立をしているのかどうかですね。黒岩議員の議事進行でも言われましたけれども、このベッドそのものが単なる備品であります。そこに何らかの権利が発生している事実関係があるのかということですね。もしあるとしたら、それを計上していなかった今までの武雄市の予算なり決算というのが問題になるわけです。価値があるものがなぜ計上されていなかったのか、公営企業法の中で資産としてなぜ計上されていなかったのかということですよ。そこに問題があるというふうに指摘をされている。確かにそのとおりだと思う。

確かに、そういう価値は無形固定資産であります。民間でいくと商標権とか、いわゆるブランド代とか、いろいろありますよね。そういう形のないもの、無形の固定資産というふう

にそういうのを言いますけれども、確かに公営企業法でも無形の固定資産というのは実はあります。例えば、水道の関係で言いますと、矢筈ダムが実は今公営企業法の水道会計の中には計上されております。それは県のほうの指導 国が県やったですかね、あれは。ダム利用権という権利があるということで、それは計上しろということで指導があっておりました。

では、今度のベッドの問題はそれがあるのか。実はないんですよ。例えば、民間でそういうものを言われております。売買でそういうふうに使われておりますが、それはベッドに対してではなくて、例えば病院をAさんからBさんが移るという場合に、その価値を決定するときにどういう形であるのかという一つの基準としてされているわけですよ。そのベッドだけが売買の基準で、1ベッド幾らかというものじゃないんです。例えば、その病院の歴史であるとか、あるいはその地域における患者さんの数であるとか、そういうふうにいる勘案する中でそういう分が入ってきていると。ですから、今度の不動産鑑定書の中には、もし無形の固定資産ということであれば必ず鑑定書中に載っているはずですよ、評価として幾らということがですね。残念なことに 残念というか、それが公的な病院の中ではそういうのは出ていない。

もう一つ、さらに言わせていただければ、市が国から病院の移譲を受けたときに、そういうことでその価値の中に、例えばこういう条件だったら5割ですとか、3割引きますとかいう中に、総額の中にそういう そのときも評価が出ておりましたので、そういうふうにあったのかどうか。多分、私の記憶ではありませんでした。

したがって、ないものをですよ、端的に言うと、ないんです。ないものを評価して売るということはできないのであります。もしそれをやろうとすると、先ほど議事進行で言われたように、これは一種の背任行為ということに行政法上ではなるかと思えます。そういう意味で、ぜひこの点については、私は多分この評価で間違っていないと思えますので、この分については、この指摘をぜひ皆さんに御理解をいただきたいと思えます。

それからもう一つ、固定資産税の話があっておりました。行政的にいくと、行政の不作为というのがあります。それによって損害を生じた場合は責任が生じます。例えば、行政がこのことをすれば市民の利益、福祉に対してプラスであるということをしなかった、サボったということによって、市民の皆さんに損害を与えたということになれば、これはもう行政法上だけでなく民事上でも損害賠償の対象になるわけでありまして。

今回、池友会との契約をこのまま進めていけば、明らかに固定資産税の収入が入らないということが見込まれる、その見込まれることに対して何ら行政が手を打たなかったとすると、それは不作为、市民に損害を与える、具体的に言うと9億円の固定資産税ということになります。これは行政としてはやってはならないことでありますし、そういうことが従前に予想されることがあれば、当然議会に提出をすると、その分是正をするために提出をするという

のは当然でありますし、また、私ども議会は、その点については明確な方針として、市民の利益ということを考えると、私は議案としては十分成立をするというふうにと考えるとあります。皆さんの御賛同をよろしくお願いします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第61号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第61号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより第63号議案 平成21年度武雄市病院事業会計補正予算（第1回）に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第63号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第63号議案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで議事の都合上、1時20分まで休憩をいたします。

休 憩 11時59分

再 開 13時19分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 第58号議案

日程第6 第58号議案 武雄市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

本定例会において付託されました第58号議案 武雄市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例です。

これは本年4月1日、山内町商工会と北方町商工会の合併に伴う条例改正であります。
慎重審査の結果、全会一致にて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第58号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第58号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7～第10 第55号議案～請願第2号

日程第7 第55号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例についてより日程第10 請願第2号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願についてまでの以上4件を議題といたします。

以上4件については福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

本議会におきまして、委員会に付託されました第55号議案並びに第56号議案、第57号議案、請願第2号について御報告を申し上げます。

まず、第55号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について。

今回のこの条例は、医療保険各制度の世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険に支払った1年分の自己負担を合算し、新たに設定する自己負担限度額を超える分が被保険者に支給されるものとの説明がありました。

委員からは特に意見も出ず、本件につきましては慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、第56号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、緊急の少子化対策として実施される医療保険制度における出産育児一時金

については4万円引き上げ、原則、産科医療補償制度の保険料3万円を加えた42万円とするものであります。緊急の少子化対策として時限的な改正であります。少子化はずっと言われてきておるものでございますので、今後、委員会として要望等も考えたいという意見が出ました。

本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、第57号議案 武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例について御報告申し上げます。

同センターを委託しております武雄杵島地区医師会より、標榜科目の変更についての要望が提出されたことにより改正されるものであります。

本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第2号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願については、全会一致で本案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

第55号議案の委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第56号議案の委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第57号議案の委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

請願第2号の委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより第55号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第55議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第55号議案は委員長報告のとおり可決されました。

これより第56号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第56号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第56号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより第57号議案 武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第57号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第57号議案は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願第2号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより請願第2号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第11 第67号議案

日程第11. 第67号議案 平成21年度武雄市水道事業会計補正予算(第1回)を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

建設常任委員長(大渡幸雄君)〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第67号議案 平成21年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）について御報告をいたします。

白仁田地区の15戸への水道本管布設工事との説明を受け、多久市からの供給は検討されたかという質問がございました。

その答弁といたしまして、多久市からの供給は不可能ではないが、多久市側にも諸手続が多く発生し、また、杉岳地区への供給もあわせて行い、今回の経済対策臨時交付金事業の一環として施工するものであるとの説明を受けました。

施工に際しましては、地元の方との協議を十二分に行い、安全な施工に努めていただくよう申し添えました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第67号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第67号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12～13 第62号議案～第66号議案

日程第12 第62号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第2回）並びに日程第13 第66号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第3回）を一括議題といたします。

以上の2件は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

総務常任委員長（吉川里己君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第62号議案、第66号議案について、審査内容と結果について報告をいたします。

第62号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第2回）の主な質疑は、高速道路救急業務交付金の減額の理由と消費生活センターについてでございます。

高速道路救急業務交付金の減額の理由については、出勤する件数の割合が昨年より減ったことによる減額であり、消費生活センターについては周知徹底をしていくとの意見を考慮するとの答弁でございました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第66号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第3回）の主な内容は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金に伴う補正で、この経済危機対策交付金は地域活性化対策として国の第1次補正予算により交付されるもので、地球温暖化対策、少子・高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他、将来の地域の活性化に資する事業に対して交付されるとの説明を受けたところでございます。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

第62号、第66号議案の委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第62号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第2回）についてでございます。

今回は、主に5款1項2目・雇用対策費では、「緊急雇用創出基金事業」から市道周辺環境整備作業員賃金や市税・使用料等滞納者対策事務補助賃金、「ふるさと雇用再生基金事業」から武雄市医療費抑制事業委託料が計上され、全体で10名の雇用がなされるものであります。

次に、6款1項3目・農業振興費ですが、新たな米政策対策事業補助金から名称変更になりました「さかの米・麦・大豆競争力強化対策事業補助金」、この事業費補助率の変更に伴う減額であります。

全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、第66号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第3回）でございます。

今回は、老朽化した農業用排水路を整備し、用排水路の防災機能の向上及び農村環境の保全を図るものとして農地費に諸経費が計上され、観光費では、観光客誘致の仕掛けとして、武雄市観光客誘致対策補助金を、いわゆるエージェントに助成をするものであります。また、武内町の飛龍窯では、さらなる滞在型施設を目指して、そば打ち工房並びに食事どころの増

築費用を、また保養村においては浮棧橋の購入費が計上されました。いずれも地域活性化・経済危機対策臨時交付金の対象事業でございます。

委員会としては、一人でも多くの観光客の誘致に期待をし、さらに浮棧橋においては転落防止等の事故対策や風対策にも万全を期すよう要望して、全会一致にて原案どおり可決いたしました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。

本定例会におきまして、委員会に分割付託されました第62号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について御報告申し上げます。

保健衛生総務費では、1年6カ月児健診と3歳6カ月児健診を山内、北方の両保健センターで毎月1回実施しておりましたが、医師会検診センターでの受診再開の要望があり、今年度は医師会検診センターと両保健センターの3カ所で開催するというものであります。

また教育費では、「魅力ある学校づくり教育過程研究指定校」外国語の教科に該当するものが入ってきて、今年度は朝日小学校がモデル地区として選考されたとの説明を受けました。

委員からは特に意見も出ず、本件につきましては慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、第66号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第3回）について御報告申し上げます。

3款・民生費では、御船が丘小学校の放課後児童クラブの新築工事。

4款・衛生費では、新型インフルエンザ対策で市民への緊急放出用マスクのほか、防護服等の購入、がん撲滅に向けた意識向上のための経費が計上されております。

第10款・教育費では、小・中学校のトイレの洋式化の工事費、教師用のパソコンや電子黒板の購入の説明がありました。

本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長
建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に分割付託されました第62号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について御報告いたします。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、第66号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第3回）について御報告いたします。

道路維持費については、口頭だけの説明ではなく施工場所がわかる詳しい資料を要求し、それに基づいて審査いたしました。

また、市営住宅におけるデジタル放送対応アンテナ設置については、CATVケーブルにできないかとの質問がありましたが、その答弁として、入居者の加入希望条件がまちまちであることと、視聴料が発生するとのことで対応に苦慮しているとのことでありました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより第62号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第62号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第62号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第66号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第66号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第66号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14～第15 諮問第1号～諮問第2号

日程第14．諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第15．諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

諮問第1号及び諮問第2号について御説明申し上げます。

人権擁護委員の杉岡龍道氏と杉岳覚昭氏の任期が、9月末日をもって満了いたします。人権擁護委員候補者として、杉岡氏と杉岳氏を再び推薦したいと考えております。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

杉岡氏と杉岳氏の略歴につきましては、添付いたしております略歴のとおりでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

諮問第1号及び諮問第2号に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。諮問第1号及び諮問第2号は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論及び採決を行います。討論及び採決については議案ごとに行います。

諮問第1号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

諮問第1号を採決いたします。本件は何ら異議なき旨を市長に答申したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については何ら異議なき旨を答申することに決定いたしました。

次に、諮問第2号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

諮問第2号を採決いたします。本件は何ら異議なき旨を市長に答申したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については何ら異議なき旨を答申することに決定いたしました。

日程第16 意見書第1号

日程第16 意見書第1号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。上野議員

8番（上野淑子君）〔登壇〕

教育予算の拡充を求める意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

もう毎年出されていることですが、なかなか通りませんので、今回もまた子どもたちのためをお願いいたします。

子どもたちに豊かな教育を保障するために、日本全国どこでも子どもたちが平等に、教育水準に格差がないように、以下4点の項目を上げて要望いたします。

1、子どもと向き合う時間の確保を図り、授業時数増に対応し、きめの細かい教育ができるように、教職員定数改善計画を策定すること。

2、教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率を2分の1とし、制度を堅持・充実すること。

3、学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のための地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

4、家庭の教育格差が子どもたちの学ぶ権利を奪うことがないように、就学前段階から高等教育段階まで教育費の家計負担を軽減する施策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。よろしく願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会から提出されたものであり、委員会付託を省略したいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

意見書第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第1号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第17 閉会中継続調査申し出について

日程第17. 閉会中継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申し出が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の調査中の事件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成21年6月武雄市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 13時46分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

” 副議長 牟田勝浩

” 議員 山口裕子

” 議員 宮本栄八

” 議員 谷口攝久

会議録調製者 末次隆裕